

# 地域医療連携推進法人制度の概要

## 1 制度趣旨等

- ・平成27年の医療法改正により制度が創設され、平成29年4月2日より施行
- ・医療機関相互の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するため、地域医療構想達成の一つの選択肢として創設
- ・令和4年10月1日現在、全国で33法人が設立。埼玉県では事例なし

## 2 制度内容

- ・医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人が対象
- ・社員として、病院等を開設する医療法人や介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う社会福祉法人等が参加可能(その他学校や個人も参加可能)
- ・連携を推進する区域(「医療連携推進区域」)は構想区域と整合的になるように定めることが原則(知事が認めれば構想区域をまたぐことも可能)

## 3 目的達成のための医療連携推進業務例

- ・医療従事者の資質の向上を図るための研修
- ・病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給
- ・資金の貸付けその他の参加法人が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- ・その他病床の融通 など

## 4 認定基準

一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定する。

(認定基準の例)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
- ・医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
- ・参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること